

## 第5章 まとめ

本研究では、刑事施設で受刑している覚せい剤事犯者を対象とした特別調査、我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者処遇の概観、諸外国における薬物乱用状況の分析、諸外国、特に米国における薬物事犯者処遇に関する調査等を通じて、薬物事犯者の諸特性を明らかにするとともに、有効な処遇について検討するための基礎資料を提供できるよう努めた。最後に、本章において、研究から得られた知見をまとめ、若干の考察及び提言を行う。

### 1 覚せい剤事犯者の特徴

第2章の特別調査の結果から、刑事施設で受刑している覚せい剤事犯者について、その特性や薬物使用にまつわる認識等、幾つかの特徴が見いだされた。

覚せい剤事犯者には、未成年のうちから違法薬物等の乱用を開始し、薬物犯罪を繰り返している者が少なくなく、刑事施設への入所度数が5度以上の者も、暴力犯罪、窃盗事犯といった他罪種より多いことがうかがえた。また、覚せい剤以外では大麻や有機溶剤の経験率が高く、その他の薬物の経験率も、一般人口を対象とした調査結果との単純比較において顕著に高いこと、薬物依存の重症度では、集中治療の対象の目安とされる「相当程度」及び「重度」に該当する者が4割以上を占めることなど、覚せい剤事犯者が抱える薬物乱用の問題は相当に深刻であることが示唆された。このことは、覚せい剤事犯者が、犯罪を繰り返している者であると同時に、その一部は依存症治療のニーズを持つ者であることも示唆している。

覚せい剤の使用に関しては、全体で見ると、薬物仲間との接触、ネガティブな感情等が引き金になることが多く、使用によって本人なりのメリットを得られるとする一方で、身柄の拘束、身近な人間関係の悪化や信頼の喪失等を大きなデメリットと感じている者が多かった。断薬の経験がある者の割合は約8割、断薬努力の経験がある者の割合は約7割であり、仕事や人間関係の安定が断薬のきっかけとなることがうかがえた。なお、それぞれの結果には男女別、依存重症度別で違いが見られており、再使用防止のための指導・支援に当たっては、個々の状況を丁寧に把握した上で働き掛けることが重要であることも示唆された。

加えて、アルコールの問題やギャンブル依存が疑われる者、性感染症等の問題を抱えている者が相当数いるほか、特に女性については、食行動の問題、自傷行為・自殺念慮、小児期逆境体験といった精神医学的問題が顕著に見られ、DV被害の経験率も高いなど、多角的かつ慎重

な介入が求められることも示された。

さらに、薬物乱用に関する医療・保健機関及び民間支援団体については、いずれも利用経験率が低かったが、支援を受けたことがない理由として、自力でやめられると思っていた者、支援を受けられる場所や連絡先を知らなかった者が多かったほか、特に依存重症度が「重度」の者に、やめる気がなかったとしている者が一定数見られた。各関係機関に対する認識やイメージも様々であり、関係機関に係る情報提供や、支援を受ける動機付けを行う際には、個々の状況や問題性を踏まえた対応が必要と言える。

## 2 薬物事犯者処遇に対する考え方

第4章において、近年、諸外国で広がりを見せている、薬物事犯者処遇に対する考え方について紹介した。薬物事犯者に対し、有罪判決や刑罰によって対処するのではなく、薬物依存症治療等の代替手段を採るべきであるとするモデルである。諸外国においては、この医療モデルに基づいて、個人消費のための少量の薬物所持には刑事司法の枠外で対処する制度や、薬物依存症の治療プログラムへの参加等を条件に、起訴、有罪判決の宣告、刑の執行等を猶予する手続等、様々な代替手段が導入されており、薬物事犯者に刑事司法制度の枠内で対処している我が国とは様相が異なっている。

他方、我が国と諸外国においては、薬物乱用の実態や、刑務所における収容状況等が、大きく異なっていることも示された。薬物の生涯経験率等を見ると、我が国では、諸外国と比べ、一般人口における薬物汚染の程度が相当に小さいと言える。このことには、これまで行われてきた薬物の厳しい取締りや、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に代表されるような薬物乱用防止活動が奏功した面もあるものと考えられる。また、刑事施設の収容率が低下している上、被収容者が刑事施設内で薬物を使用できる環境にはないことも、諸外国における状況と異なる点である。

したがって、こうした観点から一つの可能性を挙げれば、諸外国においては、薬物が広く蔓延し、薬物事犯者の刑務所収容に係るコストの大きさや、過剰収容のために必要な処遇が十分に行われないことが深刻な問題とされている状況を背景に、薬物使用を公衆衛生上、健康上、医療上の問題として捉える考え方が受け入れられていると見ることもできる。こうした見方は、諸外国において大きな潮流となっている薬物事犯者処遇の在り方に、相応の有効性が認められていることを否定するものではないが、薬物事犯者処遇の在り方を検討する際には、我が国が諸外国とは異なる背景事情を有していることも念頭に置きつつ、諸外国の取組において何が有

効に機能しているのかを丹念に把握した上で、多面的・総合的に検討を進める必要があるだろう。

### 3 米国における薬物事犯者処遇

第4章において、米国における薬物乱用防止に関する調査研究や、薬物事犯者処遇について紹介した。米国においては、以前から薬物乱用が大きな問題とされ、国を挙げて様々な施策を推進してきた経緯があり、薬物乱用防止、薬物事犯者処遇等に関する実証的研究も様々に行われている。

その中で注目すべき点の一つは、薬物事犯者に対し、米国内で普及しているドラッグコートを活用した対応が採られていることである。州・地域によって多少の差異はあるものの、薬物事犯者を再発が見込まれる慢性疾患を持つ者として捉え、刑事司法手続に乗せつつ、薬物依存症の治療を受けさせるという、刑事司法制度に医療的アプローチを組み入れた対応が広く採用されている。ドラッグコートの有効性については、実証的研究が進められているところであるが、重要な点は、対象者の再犯リスクや支援ニーズを的確に査定・把握し、個々の対象者に合わせて、医療、職業、教育、福祉といった多角的なサービスを継続的に提供することによって、再犯防止効果が上がるということが示唆されているということであろう。

また、米国内で同様に広く取り入れられている治療共同体についても、実証的研究によってその処遇効果が示されているところ、実地調査を行った施設においては、刑事司法機関と連携しながら、対象者のニーズに合わせて、薬物依存症の治療プログラムのほか、医療、福祉、教育等の多種多様な支援サービスが提供されていた。

このような処遇・支援の在り方は、いずれも、薬物依存症を、継続的な支援を必要とする慢性疾患と捉えつつ、対象者の個別の状況をきめ細かく把握し、社会生活の安定に向けて、総合的・継続的にアプローチすることを重要視する考え方に基づいており、米国内の薬物乱用問題に関する調査研究機関である国立薬物乱用研究所（NIDA）が示す治療の原則にも沿うものとなっている。

### 4 我が国における薬物事犯者処遇の現状

第3章において、我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者処遇の現状について概観した。

覚せい剤取締法違反の検挙人員は、近年減少しているものの、なお毎年1万人を超える状況が続いている。覚せい剤取締法違反による入所受刑者は全体的に減少傾向にあり、保護観察開

始人員については、近年、仮釈放者ではほぼ横ばいで推移し、保護観察付全部執行猶予者では減少している。覚せい剤取締法違反による保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は、平成29年から30年にかけて大きく増加した。

このような状況の中で、刑事施設においては、特別改善指導の一類型である薬物依存離脱指導の標準プログラムの複線化、保護観察所においては、類型別処遇、薬物再乱用防止プログラム、簡易薬物検出検査、薬物依存回復訓練等の実施を通じて、薬物事犯者に対する処遇の充実が図られている。また、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地方公共団体、医療・福祉等関係機関、民間支援団体等が互いに連携して、刑事施設入所中のアセスメントから、刑事施設出所後の医療・福祉的支援、保護観察終了後の支援までを含め、薬物依存者本人及びその家族に対する支援等が行われている。

そのほか、薬物事犯者の再犯防止や社会復帰に向けた取組が、平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定にかかる「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」、29年12月閣議決定にかかる「再犯防止推進計画」、30年8月薬物乱用対策推進会議決定にかかる「第五次薬物乱用防止五か年戦略」等に盛り込まれている。

このように、薬物事犯者に対する処遇は様々に行われているものの、効果的な支援を行う体制や、一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携等に、いまだ十分でない面があることは、再犯防止推進計画においても指摘されているところである。今後、刑事司法手続の各段階における指導・支援の充実、施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行、刑事司法機関と医療・保健・福祉関係機関、民間支援団体等との連携の強化等が、一層求められる。

## 5 薬物事犯者処遇の一層の充実に向けて

今回、米国における実地調査で複数の機関・団体を訪問し、職員へのインタビュー調査を行った中では、薬物事犯者が刑事司法制度の枠組みから地域社会に移行するときに、治療を中断したり、支援から離脱したりすることが増加し、再犯につながっていくので、その間をいかに移行させるかが課題であるとの見解が繰り返し示された。また、刑事司法機関、医療機関、保健・福祉機関、研究機関、地域社会といったそれぞれの立場で、やるべきことはそれぞれに異なるので、各機関等が求められる役割を果たしつつ、互いに連携・協力する体制を構築することが、問題改善のために重要であることも強調されていた。

我が国においては、前記のように、処遇の充実、多機関・地域の連携強化に向けた施策が進められているところであるが、様々な処遇が展開されている米国においても同じようなことが課題として挙げられたところを見ると、薬物事犯者処遇に当たって基本的かつ重要なことは、おおむね共通しているものと思われる。

この点について、現状では、平成28年6月に開始された刑の一部執行猶予制度が、特に薬物事犯者に適用されていることもあり、刑事施設における薬物依存離脱指導、保護観察所における薬物再乱用防止プログラム等の開始人員が増加傾向にあるとともに、以前と比べると、刑事施設出所後の地域社会への移行、社会復帰後の生活の立て直しに際して、指導者・支援者等がより緊密に連携し、必要な介入を行うことが可能になっている。こうした状況も生かして処遇を更に充実させるためには、例えば、刑事施設においては、薬物事犯者の再犯リスクや支援ニーズを適切に査定し、問題性に応じた薬物依存離脱指導を実施するとともに、出所後の支援につながりやすくなるような本人への情報提供や動機付け、関係機関との連携の方法を工夫することなどが一層求められるだろう。また、保護観察所においては、刑事施設出所者に対する保護観察の実施に当たって刑事施設からの処遇情報を十分に引き継いだ上で、薬物再乱用防止プログラムの適切な実施、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査受検への働き掛け、地域の医療・福祉機関や支援機関の利用に向けた働き掛けなどを積極的に行うことが期待される。これらの取組に際し、刑事司法機関が地域の関係機関・団体と互いに協力し合い、地域全体で対象者の継続的な支援を進めていこうとする意識を持つことも、これまでより更に重要となろう。

なお、今回の特別調査においては、薬物使用やそれによる刑事処分を少なからず反復している者が調査の対象であったものの、継続的指導・支援・治療や孤立防止の重要性等、本研究から得られた知見は、初犯者等、刑事司法手続の比較的初期の段階にある者にも相応に当てはまるものと推察される。したがって、例えば、執行猶予者には保護観察を積極的に付すること、手続の各段階において、地域の医療・福祉機関、支援機関等による治療・支援を受けられるよう、対象者への情報提供や動機付けを行うことなど、刑事司法手続の初期の段階から適切な指導・支援につなげるための働き掛けを充実させることの重要性にも、併せて触れておきたい。

以上、本研究から得られた知見をまとめてきたが、法務総合研究所においては、こうした知見を関係者に広く活用していただけるよう、積極的な発信に努めるとともに、今後、薬物事犯者の実態等を更に明らかにし、有効な施策を検討するための一助となる基礎資料を提供できるよう、引き続き研究に取り組んでいくこととしている。

## 参考文献

- 犯罪対策閣僚会議（2016）．薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワークの構築～
- 犯罪対策閣僚会議（2017）．再犯防止推進計画
- 法務省保護局・矯正局・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2015）．薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン
- 法務総合研究所（2019）．令和元年版犯罪白書
- 薬物乱用対策推進会議（2018）．第五次薬物乱用防止五か年戦略